

令和5年度 鹿児島県貸切バス事業者支援事業（燃料油価格高騰対策）補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 鹿児島県貸切バス事業者支援事業（燃料油価格高騰対策）事務局（以下「事務局」という。）は、燃料油価格高騰により厳しい経営環境にある貸切バス事業者（以下「補助事業者」という。）に対し、燃料油購入の負担軽減を通じて事業の継続及び安定運営が図られるよう予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、「補助事業者」とは、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第3条第1項第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業に掲げる事業を行う者をいう。

（補助対象経費及び補助率）

第3条 補助金交付の対象経費及び補助率は、次のとおりとする。

補 助 対 象 経 費	補 助 率
事務局が次に定めるところにより、貸切バス事業者に交付する補助金	10/10以内
1 交付対象となる補助事業者	
(1) 鹿児島県内に本社又は支店があること(鹿児島運輸支局に登録されている車両を保持している事業所に限る。)	
(2) 公営企業でないこと。	
(3) 引き続き事業実施の意志があること。	
(4) 代表者、役員及び従業員が鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団関係者でないこと。	
2 一補助事業者に対する補助金の額及び上限額	
(1) 補助金の額	
① 令和5年3月1日から12月31日までの実績分 令和5年3月1日から12月31日までの期間において、一般貸切旅客自動車運送事業を行った車両の実際に走行した距離（キロメートル）の合計を3.95で除し、16.3を乗じた額（百円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）	
② 令和6年1月1日から2月29日までの実績分 令和6年1月1日から2月29日までの期間において、一般貸切旅客自動車運送事業を行った車両の実際に走行した距離（キロメートル）の合計を3.95で除し、17.8を乗じた額（百円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）	
(2) 上限額	

<p>① 令和5年3月1日から9月30日までの実績分 補助事業者が令和5年3月1日現在、所有している貸切バス車両（法第5条第1項第3号による事業計画に記載された車両をいう。）の台数に18,000円を乗じた額</p> <p>② 令和5年10月1日から12月31日までの実績分 補助事業者が令和5年10月1日現在、所有している貸切バス車両（法第5条第1項第3号による事業計画に記載された車両をいう。）の台数に19,000円を乗じた額</p> <p>③ 令和6年1月1日から2月29日までの実績分 補助事業者が令和6年1月1日現在、所有している貸切バス車両（法第5条第1項第3号による事業計画に記載された車両をいう。）の台数に14,000円を乗じた額</p>	
--	--

（補助金の交付申請）

第4条 補助金の交付申請は、交付申請書兼請求書（別記第1号様式）によるものとし、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 鹿児島県貸切バス事業者支援事業（燃料油価格高騰対策）実績報告書（別記第2号様式）
 - (2) 補助金交付対象車両・輸送実績一覧（別記第2-1号様式）
 - (3) 誓約書（別記第3号様式）
 - (4) 銀行預金通帳の写し（名義人氏名カナ、金融機関名、支店名、預金種目、口座番号が確認できる箇所に限る。）
 - (5) その他事務局が必要と認める書類
- 2 前項の交付申請については、補助対象期間に応じて次のとおり申請できるものとする。なお、2回目以降の申請にあつては前項第3号及び第4号の書類添付は不要とする。

補助対象期間	3月～9月	10月～12月	1月～2月
申請方法	各月ごと、又は複数月分をまとめて申請	各月ごと、又は複数月分をまとめて申請	各月ごと、又は複数月分をまとめて申請

- 3 第1項の交付申請書兼請求書の提出期限は、事務局が別に定める日とし、その提出部数は1部とする。

（交付決定及び額の確定等）

第5条 事務局は、前条による申請書類の提出があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、補助金を交付するものとする。

- 2 事務局は、前項において補助金の交付を決定した場合は、補助金の交付の決定及び交付額の確定の通知を、補助金交付決定及び確定通知書（別記第4号様式）により行うものとする。

（状況報告）

第6条 事務局は、必要があると認めるときは、補助事業者に対して、補助事業の遂行状況について、報告を求めることができる。

(検査等)

第7条 事務局は、補助事業の適正な執行の確認の必要があると認めるときは、補助事業者に対して報告又は関係書類の提出を求め、若しくは帳簿、書類その他の物件等を検査することができる。

(補助金の返還)

第8条 事務局は、次に掲げる事項に該当する場合は、補助金の返還を求めるものとする。

- (1) 虚偽の申請又は不正な手段により補助金の交付を受けた者
- (2) 補助金の交付後に正当な理由なく貸切バス事業を実施しない者又は実施する意志が認められないと判断される者

(支援事業の経理等)

第9条 補助事業者は、補助金にかかる経理を明確にするとともに、補助金の申請等に要した関係書類及び証拠書類等を補助金の交付を受けた日の属する会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(権利の譲渡又は担保の禁止)

第10条 補助金を受ける権利は譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(補助事業者の公表)

第11条 事務局は、必要と認める場合は、補助事業者の名称、代表者名、補助事業者の内容等について公表できるものとする。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和5年3月22日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年10月4日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年12月19日から施行する。

別記

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

鹿児島県貸切バス事業者支援事業（燃料油価格高騰対策）事務局 殿

住 所
事 業 所
代 表 者

鹿児島県貸切バス事業者支援事業（燃料油価格高騰対策）

補助金交付申請書兼請求書

（令和5年3～9月請求分・令和5年10～12月請求分・令和6年1～2月請求分）

鹿児島県貸切バス事業者支援事業（燃料油価格高騰対策）を実施したので、下記のとおり補助金を交付くださるよう、鹿児島県貸切バス事業者支援事業（燃料油価格高騰対策）補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて申請及び請求します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 関係書類

- (1) 事業実績報告書（第2号様式）
- (2) 補助金交付対象車輜・輸送実績一覧（第2-1号様式）
- (3) 誓約書（第3号様式）
- (4) 通帳の写し
- (5) その他事務局が必要と認める書類

3 補助金の請求額

請求対象期間	令和 年 月～ 月
交付上限額 ①	円
前回までの交付額 ②	円
請求可能額（①－②） ③	円
今回請求額 ④	円

- ※ ①は、請求対象期間に応じて、第2号様式の㊸欄の金額を記載すること。
※ ②は、令和5年3～9月請求分、10～12月請求分又は令和6年1～2月請求分において、①の上限額に対して、既に交付を受けた金額を記載すること。
※ ④は、③の金額、第2号様式の㊹欄の金額のうち、いずれか低い方の金額を記載すること。

4 振込先

振込先 口座	金融機関名		1. 銀行 2. 金庫 5. 農協 3. 信組 6. 漁連 4. 信連 7. 信漁連		本店・支店・ 出張所 本所・支所・ 代理店 店番
	預金の種類	普通預金 ・ 当座預金			
	口座番号				
	フリガナ				
	口座名義				

5 連絡先

(1) 担当者名	
(2) 電話番号	
(3) FAX番号	
(4) メールアドレス	

鹿児島県貸切バス事業者支援事業（燃料油価格高騰対策）
実績報告書（ ）月実績分

事業所名： _____

1 請求対象期間

[]

2 請求対象期間の輸送実績

対象月	走行キロ（※）
R5. 3月	
R5. 4月	
R5. 5月	
R5. 6月	
R5. 7月	
R5. 8月	
R5. 9月	
合計	km

対象月	走行キロ（※）
R5. 10月	
R5. 11月	
R5. 12月	
合計	km

対象月	走行キロ（※）
R6. 1月	
R6. 2月	
合計	km

※ 「走行キロ」は、今回の請求に係る月分とその合計のみを記載し、その他の月については空白とすること。

※ 「走行キロ」は、補助金交付対象車輛・輸送実績一覧（第2-1号様式）の「走行キロ」の合計欄と一致させること。

○ 補助対象経費 [] Km ÷ 3.95 × [] (*) = ㉞ [] 円
(百円未満切捨て)

※ (*) 部分については、請求期間に応じて、3～12月分については16.3を、1～2月分については17.8のいずれかを記載すること。

3 交付対象の車輛数

[] 台 ※①～③のいずれかの台数を記載すること。

- ① 令和5年3月1日現在、保有する貸切バス（道路運送法第5条第1項第3号による事業計画に記載された車輛）の台数（休車の如何を問わない）
- ② 令和5年10月1日現在、保有する貸切バス（道路運送法第5条第1項第3号による事業計画に記載された車輛）の台数（休車の如何を問わない）
- ③ 令和6年1月1日現在、保有する貸切バス（道路運送法第5条第1項第3号による事業計画に記載された車輛）の台数（休車の如何を問わない）

○ 補助上限額 [] 台 × [] = ㉟ [] 円
(上限限度額)

補助金交付対象車輛・輸送実績一覧（令和 年 月分）（※1）

事業所名： _____

No	車輛番号	走行キロ （※2）	No	車輛番号	走行キロ （※2）
1			31		
2			32		
3			33		
4			34		
5			35		
6			36		
7			37		
8			38		
9			39		
10			40		
11			41		
12			42		
13			43		
14			44		
15			45		
16			46		
17			47		
18			48		
19			49		
20			50		
21			51		
22			52		
23			53		
24			54		
25			55		
26			56		
27			57		
28			58		
29			59		
30			60		
			合計	台（ 台）	km

（※3）

（※4）

- ※1 本様式は、請求対象期間の月毎に作成すること。
- ※2 本様式には、走行実績の有無に関わらず、所有するすべての貸付バスに係る当該月の「総走行キロ」を記載すること。
- ※3 車輛合計については、所有している車輛数を記入し、括弧書きで走行実績のある車輛の総数を記入すること。
- ※4 太枠の合計「走行キロ」は、国土交通省へ提出する『自動車輸送統計調査「第3号様式」』の「貸切運行」の「総走行キロ」と一致させること。

誓 約 書

当社(個人にあっては私)は、貸切バス事業者支援事業(燃料油価格高騰対策)補助金の交付を申請するに当たり、下記の全てについて誓約し、同意します。

また、下記の事項を遵守できなかった場合は、県が求める補助金の返還に応じることを誓約します。

なお、これらの誓約に虚偽があり、又は誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、一切の異議を申し立てません。

記

※☑ このようにチェックを入れてください。

- 本補助金の申請・交付のために提出した書類に虚偽がないこと
- 鹿児島県から検査・報告・是正のための措置や関係書類の提出指導、事情聴取及び立入検査等の求めがあった場合はこれに応じること
- 申請の要件を満たしていないこと、又は不正受給であることが判明した場合は、申請者の法人名、屋号・雅号、氏名等の公表等の措置がとられる場合があること
- 自己又は自社の法人役員等は、次の①から⑧に該当しておらず、また、①から⑧に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は事業を行う個人ではないこと
 - ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
 - ② 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）
 - ③ 暴力団員が役員となっている事業者
 - ④ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - ⑤ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - ⑥ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
 - ⑦ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に批判される関係を有している者
 - ⑧ 暴力団又は暴力団員と知りながらこれらを利用している者
- 運行に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策を講じること

鹿児島県貸切バス事業者支援事業（燃料油価格高騰対策）事務局 殿

令和 年 月 日

所在地

名 称

代表者

⑨

第 号
年 月 日

殿

鹿児島県貸切バス事業者支援事業（燃料油価格高騰対策）事務局

鹿児島県貸切バス事業者支援事業（燃料油価格高騰対策）
補助金交付決定及び確定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった鹿児島県貸切バス事業者支援事業（燃料油価格高騰対策）補助金については、鹿児島県貸切バス事業者支援事業（燃料油価格高騰対策）補助金交付要綱第5条の規定により下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

- | | |
|-----------|---|
| 1 交付決定額 金 | 円 |
| 2 交付確定額 金 | 円 |